

事業計画書

1 事業運営に関する考え方

(1) 事業運営に関する今後の考え方

【サブミッション】

「本人の意思を尊重しながら、多様な経験や選択肢を提供することで、地域で安心して、豊かな生活を送れるよう支援します」

【ゴール(短期目標)】

「個々のニーズを反映した個別支援計画を作成し、様々な経験を提供します」

「楽しい地域交流の場を作り、たくさんの人とつながっていきます」

千歳台福祉園のサブミッション、ゴール(短期目標)を踏まえて、以下の方針に立つ。

7割以上の利用者が30歳を越え、人として成熟を向かえるステージに入る。利用者個々の長所に目を向け、その人らしく主体的に生活できるよう、長期的な視点で支援にあたる。それとともに、人との関わりの広がりを楽しめる土壌ができてくる時期でもあるため、負担にならないよう配慮しながら、様々な人と関わる機会を設けることで、生活の豊かさにつなげる。利用者家族の高齢化を課題として捉え、親亡き後に向け、地域で自分らしく充実した生活を送れるよう、意思決定支援を進めるとともに、地域とのつながりを強化していく。

一方で、福祉施設の離職率は高く、職員の募集に対して応募が少ない状況である。人材育成、業務改善、メンタルヘルスケア、リスクマネジメントなどについて法人全体で取り組み、働きやすい職場作りを推進することで、職員が長く働ける環境を整備し、支援の質の向上につなげる。

また、利用者に対する権利擁護も非常に大事なことと考える。職員一人ひとりが高い意識を持って利用者支援に臨むとともに、透明性のある事業運営を行う。

(2) 今後5カ年の重点目標

ライフステージに沿った暮らしの充実を図る

平均年齢35歳となる壮年期の暮らしを支えるにあたり、できることを増やす視点ではなく、持てる力の発揮、主体性の尊重に重きを置く。そのことが充実感を生み、生活の安定につながる。

また、利用者家族の高齢化も進むため、親亡き後を意識した支援を家族と連携して取り組むとともに、家族の悩みや相談に対して真摯に対応することで安心感につなげる。

意思決定支援を遂行する

自立した生活を送るにあたり、自分の意思を発信することは重要である。様々

な経験や選択肢を提供することで、自分の行いたいことを選ぶことに慣れてもらうとともに、自分なりのコミュニケーションツールを身につけてもらうなど、将来に向けた意思決定支援を行う。

「地域共生社会」実現に向け地域とのつながりを深める

地域で豊かな生活を送るにあたり、地域とのつながりは欠かせないものである。開所以来、17年間かけて積み上げてきた地域との関係性を、様々な交流を行うことでさらに深め、利用者の生活の充実や地域住民の障害理解の促進を図り、地域で共に生きる社会づくりを推進する。

人材育成を図る

法人研修制度のもと、個々の職員が必要な研修を受講することで、計画的な人材育成を行う。また、資格取得支援などの自己啓発援助を実施し、職員の資格取得につなげる。

日々の支援の中で、OJTやスーパービジョンを行うことで、職員のスキルアップを図り、利用者・家族のニーズに応える。

人事考課制度の実施を、職員のやる気や成長につなげ、人材育成を図る。

働きやすい職場環境をつくる

ワーク・ライフ・バランスに配慮しつつ、労働環境の整備を行うことで、働きやすい職場環境づくりを推進する。働き方改革の本格実施に向けて、時間外労働の適正管理、有給休暇の取得促進を行うとともに、健康診断やストレスチェック、カウンセリングを実施するなど、職員のメンタルヘルスケアについても力を入れて取り組む。

2 事業内容

(1) 支援方針

サブミッション「本人の意思を尊重しながら、多様な経験や選択肢を提供することで、地域で安心して、豊かな生活を送れるよう支援します」、及びゴール(短期目標)「個々のニーズを反映した個別支援計画を作成し、様々な経験を提供します」「楽しい地域交流の場を作り、たくさんの人とつながっていきます」を基本に据え、以下の内容を行う。

利用者の意思を尊重し、気持ちに共感し、信頼関係を築くことを支援の核に据え、その上で利用者がのびのびと自分の持てる力を発揮し、楽しく活動に参加できるよう支援する。人との関わりの中で、受け入れられることで安心を、認められることで自信を、大切にされることで愛情を感じ、それを自己肯定感につなげていくことが大事であると考えます。

日常生活を通して、利用者がADL・IADLを維持・向上・獲得できるよう、また、利用者の心身の状況等の把握をし、一人ひとりのニーズや特性に応じた適切な支援を行えるよう、朝のミーティングで配慮点等を伝達・共有するとともに、活動後のグループミーティングにおいて振り返る機会を持つことで支援の質の向上を図る。また、全体会議等においてケース検討を行い、それぞれの利用者に

についての支援内容を職員全体で検討・共有する。

日常活動を障害特性や生活のリズム等に配慮した、各グループ利用者 10 名程度の少人数の運営とすることで、他者との関係構築のしやすさにつなげ、利用者が社会性や他者との付き合い方を身に付けられるよう支援を行う。また、社会資源を利用した外出や外食等を通じて、社会性を身につけ、生活力の向上につながる支援を行う。

地域で自分らしい豊かな生活を送るためには、地域の障害への理解が必要不可欠である。地域との交流の充実を図ることで、利用者の生活の充実を図るとともに、地域住民への障害理解促進につなげる。

日々の連絡帳や必要に応じた電話連絡等で利用者家族とのコミュニケーションを密にするとともに、関係機関とも連携し、本人主体の支援、利用者のニーズに合わせた支援を行う。

(2) 個別支援計画

() 基本的な考え方

個々のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、長期的な視点で支援を行う。その際、個別に聞き取りを行うとともに職員が意思をくみとり、個別支援計画に反映させることで、本人の意思決定を支援する。また、相談支援事業所のサービス等利用計画と連動させ、より現実に即した計画を作成する。

計画は半期でモニタリングを行い、計画内容を検証し、サービス管理責任者を中心に家族等を含めた関係者と合議の上、必要に応じて修正・更新を行う。

() 具体的な提案

個別支援計画の作成手順について

アセスメント・アセスメントシートの作成

《個別支援会議の開催》

個別支援計画の作成

《利用者・家族への説明及び同意》

支援の実施・日々の記録

《随時ケース会議の開催》

モニタリング

《評価のためのケース会議の開催》

(個別支援計画の変更)

《個別支援会議の開催》

評価

《個別支援会議の開催》

次年度アセスメント・個別支援計画の作成

作成体制について

事前に利用者への聞き取りを行った後、担当職員、グループ職員、サービス

管理責任者、管理者が個別支援会議等で話し合い作成する。

同意について

利用者・家族及び管理者、サービス管理責任者、担当職員、看護師等の同席の下、個別面談にて、説明及び同意の手続きを行う。

モニタリングについて

6ヶ月に1回、個別支援計画の評価を行い、状況に応じて再アセスメント、個別支援計画の変更を行う。

連携について

必要に応じて、家族や担当福祉司、相談支援事業者同席の面談を行う等、利用者・家族、各関係機関との連携を図り、相談支援体制を充実させる。

拘束について

緊急の対応が必要な利用者には、家族の同意のもと個別支援計画に記載する。

(3) 活動プログラム

() 基本的な考え方

活動プログラムは、見通しを持ち安定した生活を営むうえで重要なものである。一週間のプログラムを固定し、提供することで生活リズムが整い、見通しを持って生活できる。基本的にグループ単位の活動となるが、クラブ活動や水泳、交流会などを行うことで、全体で行う活動も提供していく。また、活動の中に個々のニーズを反映させた内容を取り入れることで、やりがいや意欲に繋がるよう組み立てる。

() 具体的な提案

基本的なスケジュールは、下表の通りである。

時間帯	活 動 内 容
9:00～ 9:15	職員ミーティング 活動準備
9:30～ 10:35	利用者登所 活動準備(更衣・トイレ)
10:35～ 10:45	体操
10:45～ 12:00	朝の会 グループ活動
12:00～ 12:20	片付け 昼食準備
12:20～ 14:00	昼食 自由時間
14:00～ 15:15	グループ活動
15:15～ 16:10	帰宅準備 帰りの会 利用者帰宅
16:10～ 16:55	職員 休憩
16:55～ 17:45	後片付け 記録 職員ミーティング 会議

週間具体例（月初め5日間の活動例。他の週にはクラブ、陶芸、水泳等の活動も組んでいる）

例		月	火	水	木	金
		1	2	3	4	5
午前	A	作業	調理	一日外出	作業	創作
	B	芦花公園散策	作業	作業	わいわいタイム	機能訓練
	C	音楽	作業	作業	作業	創作
	D	創作	作業	作業	音楽	機能訓練/軽運動
	E	作業	作業	創作	作業	調理
午後	A	ウォーキング	音楽	一日外出	次大夫堀公園散策	砧公園散策
	B	散歩	散歩	散歩	音楽	創作
	C	芦花公園散策	砧公園散策	ウォーキング	調理/ウォーキング	調理/ウォーキング
	D	調理/リフレッシュタイム	散歩	散歩	芦花公園散策	レクリエーション
	E	砧公園散策	芦花公園散策	リフレッシュタイム	ウォーキング	音楽

〔活動内容〕

見通しを持って参加できるよう、午前・午後一コマずつ、一週間単位の活動内容を繰り返す型とする。

活動の中で個々のニーズに合わせた内容を取り入れる。

利用者の身体機能の状況に応じ、理学療法士等の指導による機能訓練を行う。月間予定として、クラブ、外出、水泳、陶芸等を行う。

年間予定として、体験宿泊・宿泊旅行、秋桜祭、新年会等を行う。また、グループ単位で、季節語との活動として、お花見、七夕飾りづくり、クリスマス会等を行うとともに、全体で、グループ間交流会や地域との交流イベント等を行う。

（４）食事（給食）

（ ）基本的な考え方

利用者の嗜好とともに年齢や障害特性に配慮する。さらに、肥満対策としてカロリーを抑えた食事や、体調に合わせた食事の形態など、個々のニーズに合わせて食事を提供する。また、食事の時間は、楽しみな時間の一つでもあるので、家庭であまり出ないような料理や季節を感じられる料理など、バラエティに富み、利用者がより楽しめる内容を提供する。

（ ）具体的な提案

《食事の形態・量》

利用者の必要に応じ、一口大・ペースト状等に加工して提供する。また、魚は骨がない状態で提供する。

健康食として食事摂取基準を、活動量、体型等から 650kcal と定め、さらに肥満対策の希望者には、主食減量中心の 550kcal で提供する。

《献立の工夫》

毎週火・木曜日を主菜選択の日とし、利用者が実際に主菜を見て確かめ、選択できるように提供する。

より豊かな食生活を送れるよう、祝日の意義と季節感を大切にし、それらにちなんだ行事食を提供する。

毎月、誕生日をお祝いする意味で、誕生月メニューを提供する。

アレルギー、糖尿病、肥満等の個別的なニーズに対応する。

世田谷区の施設として、世田谷育ちの野菜を使用するなど、地産地消の安心・新鮮な食材を提供する。

《献立作成に当たっての意見聴取》

食事関連調査を年1回行い、献立作成等の参考にする。また、利用者家族を対象に昼食試食会を年2回10日間実施し、その意見も献立作成等の参考にする。

毎月1回食事提供会議を開き、より良い食事を提供できるように、食事提供者と施設職員が意見の交換を行う。

《家庭への情報提供》

食事の内容や主な栄養基準量等が記載された献立表を毎月、及び食事と健康に関する広報紙「食と健康のたより」を定期的に各家庭に配付する。

(5) 利用者の高齢化への対応

() 基本的な考え方

令和元年度、平均年齢が32歳を超え、5年後には女性利用者の平均年齢が39歳となる。それぞれの利用者が地域で豊かな生活が送れるよう支援にあたりるとともに、医療的ケアを必要とする方が増えていくことも考えられるため、変化するニーズに柔軟に対応していく。

また、利用者の高齢化は家族の高齢化にもつながる。利用者のみならず家族のことに関しても施設の課題として捉え、各関係機関と連携を図りながら、安心して生活を送れるよう支援する。

() 具体的な提案

利用者個々の年齢や体力、心身の状況に合わせた活動内容を提供するとともに、体力低下や老化の早期発見・予防に取り組む。

高齢になっても安心して通所できるよう、世田谷区と協力をしながら、医療的ケア等の個々のニーズに対応する。

緊急時一時保護の受け入れ態勢を常に整えておく。

世田谷区内におけるグループホーム等の情報を家族会等で提供する。

相談支援事業所を始めとする各関係機関と連携を図りつつ、地域全体で支えていく。

(6) 作業活動(創作活動を含む)

() 基本的な考え方

利用者の心身の状況や利用者本人の意向、適性、障害特性等を考慮した作業活動等の場を提供する。また、より利用者個々に合った作業を提供できるよう作業内容を吟味する。

作成した作品を秋桜祭等で販売し、社会へ発信する。そのことが、社会性の向上や自身の獲得、さらには共生社会実現につながると考える。

() 具体的な提案

作業的内容として、織物、刺繍、フェルト手芸、ビーズアート等、多様な内容を用意するとともに、作業の難易度に幅を持たせ、利用者個々の関心に合わせた自己選択・自己決定に基づく適切な内容を提供する。日々継続して取り組むことで、巧緻性を高め、集中力を涵養する機会とするとともに、やりたいもの、できるものがある場とし、やりがいや達成感、自信につながるよう配慮する。

活動で作成したものを、職員・ボランティア等の成形により「作品」とし、秋桜祭や他の施設、美術展等で販売・展示する。手にとってもらう機会を介して、社会的な評価を得られる場として捉える。

作品販売等で得た売上金を「活動収益金の管理・配分に関する規定」に基づき、利用者に新年会の際に配分することで喜びややりがいにつなげる。より多くの配分をできるように、作業内容の定期的な見直しや販売作品である千歳台ブランドの醸成を図る。

作業能力が高い利用者に対して、次のステップを目的とした、受注作業の模索に努める。

創作的内容として、絵画、陶芸、書道、貼り絵、紙工芸、染色等を提供する。自由な表現を大切にしながら、取り組むことの楽しさや感性の豊かさを育み、作成した作品で展示会を行うなどして、社会への発信を行う。

(7) 作業活動以外の所内活動

() 基本的な考え方

作業活動の集中に対して、発散的な意味合いを持たせた内容になる。楽しみながら体を動かしたり、リフレッシュしたり、リラックスしたりするとともに、季節感がある内容を提供したりすることで、余暇の充実を図る。活動内容を選択してもらう機会を設定することで、興味や関心の向上につなげる。また、必要に応じて、身体機能の維持・向上のために機能訓練を行う。

() 具体的な提案

クラブ活動

月に1回クラブ活動を実施する。3B体操、調理、スポーツ・レクリエーショ

ン、カラオケ、アートの5種類のうち4種類を設定し、毎年入れ替えを行う。本人・家族にアンケートを取り、個々にあった内容を選択できるよう配慮する。また、内容に関しても毎年見直しを行い、できること、楽しめることに焦点を当てていく。

音楽

音楽講師による音楽をグループごとに週1回行う。流行の曲や利用者個々の好みを取り入れながら、歌ったり、音楽に合わせて身体を動かしたり、楽器を使用したりするなど、療法的音楽を行う。その一方で、正解を求められない自由な表現活動として気楽に参加できる場とする。

調理

調理を行うことにより自分たちで作ったものを喫食する喜びと、協力して作ることの楽しさを共有する。

季節を楽しむ活動

グループ単位で、「お花見」「七夕飾りづくり」「クリスマス会」「年末大掃除」「新年会」等の内容を行うことで、折々の季節感を楽しむ機会を設ける。

機能訓練

利用者の身体的状況を把握し、必要に応じ、理学療法士の指導による機能訓練を行う。

(8) 所外活動

() 基本的な考え方

利用者個々の身体機能等を把握し、散策等を提供する。道中や公園で季節を感じたり、運動することでリフレッシュを図ったりする機会とする。また、特別支援学校卒業後、体重増加傾向にある利用者が多いことから、運動量の確保として大事な活動となる。

喫茶外出・一日外出等は、様々な経験を通して社会性の向上を図ったり、リフレッシュする機会となったりすることを目的としている。内容を選択してもらう機会を設定し、より期待感を持って臨めるよう支援する。

() 具体的な提案

散策

運動機能の維持・向上及びリフレッシュのため、また、肥満対策として運動量の確保のため、地域の公園を利用し、利用者個々の状況に応じ展開する。車椅子使用の利用者も含めて、気分転換をしながら地域の一員として過ごすことは、共生社会の実現への大切な一面となる。

水泳

希望をとり、年間予定で一人4回程度行えるよう取り組む。地域の社会資源を利用し、外部講師と職員が個別対応で安全に配慮した上で実施する。

外出

月予定で、半日、一日単位の外出を企画し、地域の社会資源を利用し、喫茶、外食、買い物等の利用を行う。食事場所やトイレ、待機場所等の下見をしたりすることで安全に配慮する。また、行き先等を選択してもらう機会等を提供することで、利用者の希望が反映された外出を企画する。

(9) 行事 (宿泊、祭り等)

() 基本的な考え方

宿泊、祭り等の行事は、社会的にも個々の期待感からも、また、労力面においても、園として最大のエネルギーを注ぐものになる。それに見合う実りのあるものにするため、準備を細かく丁寧に進める。その際、ボランティアや地域の方との連携に留意する。社会との直接的な接点が濃密な状況となるため、障害の社会啓発の視点も併せもって臨む。

() 具体的な提案

体験宿泊 1 泊 (小規模のグループに分かれてのひまわり荘宿泊) 園内宿泊 1 泊 (災害時の避難を想定した福祉園での宿泊) 宿泊旅行 1 泊 (3 グループに分かれ、群馬県川場村・なかのビレジ等に宿泊) を行い、家庭以外での宿泊を含めた社会体験の蓄積を図る。

体験宿泊は年 1 回ではあるが、継続して実施することで、安心して宿泊出来る場とする。園内宿泊は災害時の避難を想定して行い、寝袋の使用や電気やガスの使えない状況、宿泊明けの保護者への引き渡し訓練を行う。

一方、宿泊旅行は、その地域でしか体験できないことなど思い出に残るような内容に配慮するとともに、利用者に合わせた時間の組み立てを心掛ける。加えて、寝食を共に過ごすことや思い出を共有することで、職員と利用者との関係や利用者同士の関係を深める機会と捉える。

「秋桜祭」を千歳台地区会館利用のサークル団体や町会関連の方々と共催することにより、地域に根ざした施設としての役割を果たす。地区会館としての祭の色合いを表に出しつつ、福祉園側が主導していくことで協力関係を深める。地域の複合施設の持ち味を活かす視点で運営する。

また、地域行事や他施設の園祭に積極的に参加・協力等することにより、地域との交流を深める。

「入所式」「成人式・新年会」等に地域の町会等の方を招待することで、地域との連携を深めていく。

(10) 介護

() 基本的な考え方

日常生活の中の様々な場面で色々な経験を積み、一人ひとりの「自立」に向けた支援を行う。また身体機能の維持・向上に向けた支援を行い、長期的な視点で利用者の生活を支えるとともに、親亡き後を考え、短期入所施設への利用の促進

等を行いながら、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援にあたる。

() 具体的な提案

職員が間を取り持ち、ボランティアや介護等体験生等と関わりを持ったり、外出等で様々な場所に出かけたりし、経験を積み重ねることで生活力の向上につなげる。

機能訓練や作業活動などを通じて、ADL、IADLの獲得に向けた支援を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の協力のもと、身体機能の維持・向上に取り組む

現在49名中38名が短期入所施設を利用しているため、全員が短期入所施設を利用できるよう、面談や家族会等を通して啓発を行う。

3 家族や地域との連携

(1) 家族との連携

() 基本的な考え方

法人はミッションとして「一人ひとりの思いに寄り添い ともに人として支えあい 誰もが自分らしく生きられる 地域づくりを進めます」と掲げている。もとより法人のみで成り立つものではなく、関係者との連携が必要不可欠であり、特に利用者家族との連携が核になる。

それゆえ、家族との信頼関係を大切にし、共通目標・共通認識のもと、利用者の支援にあたる。また、様々な機会に、制度内容、法人・施設運営のあり方、それを担う職員について等、できるだけ多くの情報を発信することで事業所・法人運営に対する理解を得る。

また、利用者・家族のニーズは、家庭状況やライフステージの中で変化するものである。常にその変化に対応し、必要な支援ができるよう、利用者の様子をきちんと把握し、家族とのコミュニケーションを大切にする

() 具体的な提案

《情報共有》

連絡帳を通じて担当職員と利用者家族が日常的に連絡をとり、日々の情報を相互に伝えあう。また、必要に応じて、電話等で直接話をするなどして齟齬を生まないように心掛ける。

家族会を年6回開催し、「事業計画・事業報告」「法人・事業所の動向」「制度の改正」「利用者家族からの意見」等、情報提供や意見交換を行う。立場の違いから生まれる見方の違い、解釈の違いを互いに承知して折り合える関係を築く。

個別面談を年1回行い、年間の評価と次年度の個別支援計画の説明を行う

とともに、利用者の状況等について話し合う。また、必要に応じ、随時面談の時間を設定する。

新しいサービスや事業所などの情報を適宜発信することで、利用者・家族の様々なサービスの利用につなげる。

《通常支援時間以外の支援・保護》

通常支援時間（10：00～16：00）以外の時間帯においても、家族の都合等により支援が必要となった場合、利用者のための支援を行う。

利用者家族・介護者等の不慮の事故等によって家庭での介護が困難になり（緊急時）他機関で緊急一時保護ができない場合に、千歳台福祉園において宿泊を伴う緊急時一時保護を実施する。（世田谷区の補助事業）

《その他》

秋桜祭等を利用者家族と協力して開催する。

必要に応じて各種手続きについて協力する。また、新しいサービスを利用する際や他施設に異動する際などに、情報提供や引き継ぎを行うなど、利用者・家族が安心して様々なサービスを利用できるよう配慮する。

（２）地域との交流・連携

（ ）基本的な考え方

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域とのつながりは欠かせないものである。秋桜祭等地域と協力した行事の実施、地域との交流を積極的に行い、障害者に対する理解を深める機会とする。また外部の方の受け入れを積極的に行い、理解と発信の場にするとともに、地域活動団体への活動場所の提供を行ったり、地域のイベントに参加したりすることで、地域との関係を深める。

（ ）具体的な提案

毎年９月第３週の土曜日に地域の各団体と協力して、秋桜祭を開催する。地域住民や地区会館利用者、地域にある施設・公共機関等に広く声をかけ、参加を働きかける。また、地域主催のカラオケ発表などに、福祉園利用者も参加する。

地域活動団体への活動の場として、福祉園の活動室等を提供する。

地域の一員として地域と防災協定を結び、防災訓練や有事の協力体制をとっていく。

地域の団体や他施設との交流会を積極的に行う。

地域の一員として地域のイベントに参加する。

介護等体験や福祉体験、ボランティア、介護実習、社会福祉実習、見学者等の受け入れを積極的に行い、新たな出会いの場とするとともに、障害理解と啓発を行う。

（３）ボランティア活用

() 基本的な考え方

ボランティアは、合理主義の社会を関係的な社会に変える力であり、住みよい社会を作るエネルギーである。

ボランティアを積極的に受け入れ、障害に対する理解を深める機会とするとともに、職員は利用者や施設の説明を行う機会に接することで、伝える力を研鑽し支援力の向上へとつなげる。利用者の活動や生活の幅の広がりを下支えする力であると考える。

() 具体的な提案

地域に開かれた施設として、地域住民や地区会館利用者等の見学の積極的に受け入れる。

ボランティアビューローなどを活用し、地域住民をはじめとした、多くの方々の作業・支援等の応援ボランティアを受け入れる。

書道、芸術、趣味等ボランティアの特技、得手の分野での応援により、サービスの幅を拡げられるよう、文化的活動での指導・応援ボランティアを積極的に受け入れる。

介護等体験生のボランティア登録、世田谷区内の福祉専門学校等へボランティア募集の案内を行うことでその確保に努める。

4 危機管理

(1) 災害対策・防犯対策（災害・犯罪を想定した危機管理体制を含む）

1) 災害対策

() 基本的な考え方

東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨など、近年、日本各地で大災害に見舞われる事態が多くみられている。不測の事態に備え、様々な状況を想定した準備を進める。

また、災害時は、足りない面を現場の知恵で補っていくことが重要となる。通常の備えやマニュアルの整備だけでなく、不測の事態をイメージし、常に最新の情報収集し、様々な取組みを行っていく必要がある。

「日常的に危機意識を持った職員集団であること」「管理者一人の判断ではなく現場の情報と知恵とを持ち寄り合議体制が組めること」「その上で管理者が英知ある判断を下すこと」「管理者の指揮の下で一致団結して事に当たること」、こうした職場風土を築くことを喫緊の課題とする。

() 具体的な提案

《火災・地震発生時等の対策》

千歳台福祉園の防災計画に基づき、防火管理を徹底し、火災を予防するとともに、火災・地震発生時における人的・物的被害を最小限に抑えるよう行動

する。

利用者参加の様々な状況を想定した避難訓練（10回/年）を実施し、どのような状況でも避難及び誘導を円滑に行えるよう訓練を重ねる。

地域と防災協定を締結し、秋桜祭時の合同訓練を活かし、連携して災害に備える。

「福祉避難所」施設として、職員の役割分担の周知を徹底するとともに、「福祉避難所図上演習」を実施し、災害時のイメージを職員全体で共有する。また、防災備蓄品を随時補充し、震災発生時に備える。

災害が発生した際は、法人防災マニュアルに則って行動し、臨機応変な対応をとりつつ、BCP（事業継続計画）を進める。

災害伝言ダイヤル171や災害伝言板WEB171、メールなどを使用した連絡練習を定期的に行うとともに、連絡方法について、手段の拡充を図る。

《利用者の安全管理・緊急時》

利用者の身体状況に急変、その他緊急事態が生じた時には、看護師の指示のもと、家庭や嘱託医に連絡し、適切な措置をとるとともに、速やかに関係機関に報告する。

事故等緊急対応の必要性が生じた場合には、法人の緊急時対応マニュアルに基づき、対応措置を確認し、全職員が適切な行動をとる。また、事故について、SHEL分析を用いた原因究明・対応策検討を行うとともに職員全体で共有し、事故防止につなげる。

《利用者の安全管理・日常》

危険な道具類の整理整頓の励行や整理棚等の転倒防止の徹底等、日常活動の場の安全を確保する。

飛び出しや転倒、衝突の事故を未然に防止するために、利用者の所在確認や行動の把握について、常に全職員が注意をはらい安全を確保する。

日々の活動全般にわたり、各職員が危機意識を持ちながら支援に当たり、事故に至らなかった「ヒヤリハット」の事例を逐次蓄積するとともに、定期的に蓄積した事例の分析を行い、事故などの未然防止とリスクの低減を図る。

台風や大雪の際の通所について、バス送迎の遅延が事前に想定される場合は、利用者・家族が長時間外で待機する状況に陥らないよう、個別連絡体制を活用する。また、安全なバス運行が難しいと判断した際は、対応マニュアルに則って、バスの運行を中止し、登所・帰宅時間を遅らせたり、家族に送迎を依頼したりすることで安全を確保する。

《送迎バス内の安全管理》

配慮事項を書面にして渡したり、朝帰りのバス乗降時にバス内や園での様子を伝達し合ったりすることで、バス乗務員との連携を密にするとともに、状況に応じて職員添乗等の措置をとることで、車内における利用者の状況を十分に把握し、安全な運行につなげる。

バス会社と定期的なバス会議を行い、安全な運行に向けた取り組みを計画

的に進めるとともに、バス乗務員に対して、利用者個別の障害特性・行動特徴を把握し、より適切な対応ができるよう施設研修等を実施する。

2) 防犯対策

() 基本的な考え方

津久井やまゆり園のような事件に対する防犯は喫緊の課題である。より安全な運営を行うべく、防犯物品を揃えるとともに定期的に物品のチェックを行う。また、防犯訓練を定期的実施し、有事の際に備える。

() 具体的な提案

福祉園入口の施錠を徹底し、不審者の侵入を未然に防ぐ。

建物入口 4 箇所に設置した防犯カメラの映像に関して、常に確認しやすい状況にしておくことで、不審者の侵入を未然に防ぐ。また、不審者がいた際は、その映像を 1 階地区会館管理人や警察等と共有し、地域全体で防犯対策を行う。

警察や警備会社に協力を仰ぎ、定期的に防犯訓練や防犯講習を実施するなどの対策を行う。

不審者が侵入した際は、不審者の感情を刺激しないよう配慮しながら防犯物品を用いて対応するとともに、速やかに非常通報装置を使用し、警察及び警備会社と連携して対応にあたる。

(2) 健康管理

() 基本的な考え方

「健康」は生活の基盤であり、『生活介護』施設の利用者にとって非常に重要なものである。自己管理が難しい面があるため、日常生活において、利用者・家族、医師、看護師等と連携し、健康の維持・増進、病気の予防・回復を図る。

また、医療的ケアに関して、利用者の高齢化、障害の重度化を鑑み、事業所及び法人として、できることを前向きに取り組む必要があると考える。

() 具体的な提案

利用者の日々の健康状態に気を配るとともに、必要に応じて看護師による検温や血中酸素濃度の測定等を行うことで、体調不良等の早期発見につなげる。

毎月の嘱託医による診察、看護師による体重測定、年一回の定期健康診断、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診及び歯磨き指導等の専門医の検診により各領域をチェックする。

項目	回数	項目	回数
体重測定	1回/月	眼科検診	6月
内科診察	2回/月	耳鼻科検診	7月
精神科診察	2回/月	歯科検診・歯磨き指導	12月
リハビリ相談・理学療法	4回/月	インフルエンザ予防接種	10月

健康診断（利用者）	6～10月	健康診断（職員）	10～3月
-----------	-------	----------	-------

生活習慣病や肥満（予防）について、保健センター、嘱託医、看護師、栄養士等と連携を図り助言、指導を行う。

利用者の必要に応じて、理学療法士の指導による機能訓練を実施し、身体機能の維持・向上を図る。

医療的ケアが必要な利用者に対して、看護師が医師の指示の下、安全を確保したうえで実施する。また、利用者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアの導入に関しては、様々な機関と連携するとともに、安全面に配慮した上で前向きに取り組む

（３）衛生管理及び感染症対策

（ ）基本的な考え方

通所施設は、長時間にわたり集団で生活する場であるとともに日常的に外部との接触があるため、様々な感染症が発生し、広がりやすい。まずは、感染症を持ち込まないようにすること、そして感染の拡大を抑えることが重要である。そのためには、職員全員が感染症についての知識を共有し、危機意識を持った上で、「せたがや榿の木会感染症対策マニュアル」に基づいて衛生管理を徹底し、感染症対策を適切に行っていく。

（ ）具体的な提案

日常的な整理整頓、清掃の励行、トイレや洗面所の消毒等、施設内の衛生状態を整える。

食前及び作業後、排泄後等における消毒石鹸による手洗いや、外出後のうがいの励行等、日常的な生活習慣を確実に実行する。

日用品類（ハンカチ・衣類等）の共有使用を避ける。

インフルエンザのような感染力の強い疾患の蔓延を食い止めることは難しい面があるが、予防接種、マスク使用、咳エチケット、罹患した場合の対応（出勤・通所について）等、できる限りの対策を行うことで、感染の拡大を防ぐ。

感染症が発生した際は、感染症対策マニュアルに沿って、総合的かつ適切に対応し、感染の拡大を防ぐ。

職員の衛生管理に関する意識の向上及び知識の共有を図るため、保健センターの研修等への積極的な参加や、衛生管理に関する施設内研修等を毎年行う。

5 個人情報保護

（ ）基本的な考え方

個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護の重要性と社会福祉法人の社会的責任を認識し、事業活動のあらゆる面で個人情報保護に配慮するとともに、守秘義務を負う職員の教育を積極的に行う。なお、「社会福祉法人せたがや榿の木会個

個人情報保護規程」(平成19年11月12日施行)、「世田谷区個人情報保護条例」 「世田谷区立の障害者施設における情報セキュリティ対策基準」(世障地第570号平成20年1月1日施行)の定めるところに従い、厳正に管理する。

() 具体的な提案

情報保護に関する上記事項を改めて職員に周知徹底し、確実に実施する。

個人情報について、使用目的等を定めた上で、「サービス利用に係る情報提供同意書」を利用者・家族と取り交わす。

保有する個人情報について、その利用目的の範囲内で、できる限り最新かつ正確な内容を保持する。また、その管理についても保管場所を施錠する等、漏洩等がないよう十分に配慮し、安全に管理する。

6 権利擁護

() 基本的な考え方

「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」(平成26年1月20日公布及び告示) 「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」(平成28年4月1日施行) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(平成24年10月1日施行) 及び「社会福祉法人せたがや榎の木会虐待防止規程」(平成24年10月施行)等に基づき、利用者の人権を尊重し権利を擁護するとともに、「法人倫理綱領・職員行動規範」に基づき、健全で良質な支援を提供することを目的とする。これらの条約等から、守られるべき権利を主張することが難しい障害者に対して、支援者は代弁者の役割を持つことを自覚して関わる。

また、積極的に外部の目が入る施設運営を行うことで、透明性のある事業運営を行うとともに、地域への権利擁護に対する意識の向上を図る。

() 具体的な提案

「社会福祉法人せたがや榎の木会虐待防止規程」及び「法人倫理綱領・職員行動規範」の全職員への周知を徹底するとともに、「障害者権利条約」「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」等に関する概要を職員に配布するなどして内容を共有することで、権利擁護に対する意識を高める。

積極的に権利擁護に関する研修を受講するとともに、職員間で情報を共有することで、権利擁護に対する意識を高める。

毎月、セルフチェックシートによる支援の振り返りを行い、日頃から権利擁護に対する高い意識を持って支援にあたる。

ボランティアや実習生等を積極的に受け入れるとともに、第三者評価を3年に一度受審することで、開かれた施設として透明性を確保するとともに、地域住民への障害理解及び権利擁護の促進を図る。

人権を守る仕事であるがゆえに、人権を脅かす仕事にもなることを自覚し、上記 及び 、 を実施するとともに、グループミーティング等で日々の支援を振り返り、自分たちの支援が人権を尊重しているかということを常に意識することで、社会の期待や信頼に応える職業人としてのあり方を身につける。

7 苦情解決

() 基本的な考え方

利用者の権利を擁護し、社会性や客観性を確保した上で、苦情に適切に対処するために、「社会福祉法人せたがや櫨の木会苦情解決実施規程」及び「苦情解決実施細則」(平成19年11月12日施行)に従い、法人から委嘱された第三者委員と共に、当事者の納得が得られるよう誠意をもって苦情の円滑・円満な解決を図り、施設・法人に対する社会的信頼の向上につなげていく。

() 具体的な提案

利用者の権利を擁護し、苦情に適切に対処するための窓口及びその処理体制・手順について、「社会福祉法人せたがや櫨の木会苦情解決実施規程」「苦情解決実施細則」に基づき、次表のとおり苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置き、施設のサービスに係る苦情の受け付け・処理・記録にあたる。

苦情の処理に当たっては、公平性や客観的意見を反映させるため、第三者委員を設置し、苦情の解決・処理体制の整備充実を図る。

苦情解決責任者	管理者(施設長)
苦情受付担当者	主任
第三者委員	氏(船橋地区元民生・児童委員)

なお、虐待防止においても同様のものとする。

施設各部屋に苦情受付・担当者、第三者委員について貼り出すとともに、利用者・家族に対して、家族会や行事等で、苦情解決制度や第三者委員の周知を徹底する。

8 職員

(1) 職員配置・人材育成

職員配置・管理者等については「様式2・3・4」の通りとする。

職員配置等（生活介護）

職種	職員数			資格等
	常勤 (専従)【兼務】	非常勤 (専従)【兼務】	計 (専従)【兼務】	
管理者	1 ()【 1 】		1 ()【 1 】	平成 26 年度施設 長研修受講
サービス 管理責任者	1 ()【 1 】		1 ()【 1 】	社会福祉士 1 名
生活支援員	17 (17)【 】	8 (8)【 】	25 ()【 】	社会福祉士 7 名 介護福祉士 7 名
看護職員		2 (2)【 】	2 (2)【 】	看護師免許
医師		2 (2)【 】	2 (2)【 】	医師免許
その 他	栄養士		1 (1)【 】	栄養士免許
	事務職		1 ()【 】	
	理学 療法士		1 (1)【 】	理学療法士免許

() 基本的な考え方

障害福祉において人は財産であるという認識のもと、「日々の支援の振り返り」「マニュアルを使用した引継ぎ」「研修の開催及び受講」「人事考課制度」等、職員個人として、施設として、また、法人として、重層的に人材育成を行う。また、職員一人ひとりが自分の将来像を描き、それに向けてキャリアアップしていく必要がある。

また、人数的な面でサービスが低下しないよう、現在の職員配置を維持した運営を行うとともに、音楽、水泳、陶芸等講師の活用を積極的に行うことで、活動におけるサービスの質の向上を図る。

() 具体的な提案

現状の利用者 49 名に対し、常勤支援員 17 名、非常勤支援員 8 名、音楽等講師 11 名の水準を維持するよう努め、欠員が出た場合は、東京都福祉人材センター、ハローワークの他に、民間の人材紹介サービス機関を積極的に利用するなどし、人材確保に当たる。

日常の支援に関しては、5 グループに分かれ、それぞれにグループリーダーを配置して行うことで、少人数によるチームワークを重視した支援を行う。その際、グループ運営に支障をきたすことがないよう職員配置に配慮する。

利用者帰宅後、各グループでミーティングを行い、職員間で振り返りや話し合いを行うことで、今後の支援に活かす。

新人職員に対して引継ぎマニュアルを用いて、計画的な OJT を行う。

管理職等による OJT・スーパービジョンを適宜行うとともに、管理職等がグループミーティングに積極的にに関わり、アドバイス等を行うことで専門職への歩みを支える。

法人研修計画に基づき、各種研修を開催するとともに、それぞれの職員が、個人別研修計画に沿って必要な研修を受講することでスキルアップを図る。

ア 施設内研修

職員の専門性の質的向上を図るため、施設に外部講師等を招き、職員全員が参加する研修を実施する。(年 2 回程度)

イ 法人研修

a 職員の専門性の質的向上を図るため、外部講師等を招くなどして、法人職員全員が参加する法人セミナーを開催する(年 2~3 回)。

b それぞれの職員が個々に必要な知識・技能等を学び、今後の支援に活かすため、階層別研修を開催する。

c 日頃の支援の振り返りや、専門職としての成長、チームワークの醸成、地域への障害理解を目的とした法人実践報告会を開催する。

d 自分が働く業種とは違う業種について学ぶ機会として、法人内の他施設の支援を実際に肌で感じ、考える機会として、また、法人職員交流の機会として、法人内他施設現場研修を実施する。

ウ 施設外研修

必要な知識・技能の取得や、他施設の職員と交流することで刺激を受けることを目的とし、世田谷区が主催する福祉施設職員研修や東京都社会福祉協議会が主催する研修等を積極的に受講する。また、研修報告書を作成するとともに研修報告を行う機会を設けることで、職場全体で共有し、日々の支援に活用する。

資格取得支援の制度を法人として整備し、事業所として取り組むことで、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の資格取得者の増加を図る。

法人人事考課制度を活用し、それぞれの職員が法人の求める職員像を意識するとともに、所属長との面談から自分に求められる内容を理解し、目標を持って職務に臨むことで、人材育成を図る。

(2) 働きやすい環境づくり

() 基本的な考え方

職員一人ひとりが法人の求める職員像を理解したうえで、主体的に目的意識を持って働ける職場であることが、働きやすさにつながると考える。そのためには、それぞれの職員の長所が活かされ、かつ集団として同じ方向を向ける土壌が必要となる。

一方で、障害者支援は、決まった答えがあるわけではなく、すぐに成果が現れるわけでもないことから、常に悩みや葛藤が付きまとうものである。職員が一人で問題を抱え込むことがないよう、職場全体で取り組む体制の整備を行う。

また、福祉の仕事は「感情労働」とも言われ、精神的に消耗しやすく、「バーンアウト(燃え尽き症候群)」が指摘される。そのような状況に陥らないよう、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスケアに関する体制整備に取り組むことで、職員が長く働ける、より働きやすい職場環境づくりを行う。

() 具体的な提案

働き方改革の本格実施に向けて、法人に働き方改革委員会を設置し、様々な課題を検討するとともに、事業所においても時間外労働の適正な管理、有給休暇の取得の促進、ノー残業デーの確実な実施などを進める。また、支援記録等の書式を合理的に整理するとともに、マニュアル等の改訂を行うことで業務簡略化を図る。

法人としてハラスメント研修を開催し、職員のハラスメントに対する意識を高めるとともに、事業所においても「ハラスメント相談及び苦情処理窓口担当者」を配置し、ハラスメント関連の人権・労務管理を適切に行う。

ストレスチェックを含む職員のメンタルヘルス等の健康管理を継続的に行うとともに、カウンセリング利用の促進を図る。

9 運営管理の効率化の提案（給食、維持管理、送迎バス等）

（ ）基本的な考え方

社会福祉法人という立場から、また、指定管理の趣旨からも、最少の経費で最大の効果を考える必要がある。効果、効率を合理的に追及する姿勢を持ち、事業運営にあたる。

一方で、ノーマライゼーションの視点から社会的な水準を維持するための諸経費の確保は必要と考える。また、設置目的、法令遵守、安全性の確保、適切な運営、サービス向上の視点との兼ね合いを承知して進める。

（ ）具体的な提案

建物維持管理、備品の購入及び修繕等は、入札で契約を結ぶことで運営管理の効率化を図る。また、送迎バスに関しては、利用者の障害特性等から関係性が非常に重要となるため、乗務員（バス会社）の変更が毎年のようにあることは利用者の安心した生活につながらないと判断できる。一方で、契約金額が非常に大きいことから、数年に一度入札を行うことで透明性を保ち、効果的・効率的な事業運営を行う。

水光熱費（照明、エアコン等）、通信費（電話）、印刷費、購入物品の選定等について、節約の意識を持つとともに使用の仕方等の工夫を重ねる。

10 「障害者差別解消法」に対応した取組み（周知方法含む）

（ ）基本的な考え方

障害の有無にかかわらず多様性を認め合う共生社会を実現するためには、地域住民との協働が欠かせず、障害者通所施設は、地域へ出ていく活動も多いことから、その最前線にいると言っても過言ではない。常に理解啓発の視点を持ち、地域住民との自然なふれあいを通して、差別の解消や合理的配慮の提供についての具体例としての交流を積み重ねていく。社会的障壁は、日常の中にたくさんあるが、合理的配慮を求めるばかりでなく、青年期・壮年期の利用者の社会性を育てていくことも施設の重要な役割となる。

（ ）具体的な提案

来園者への啓発

ボランティアや介護等体験生等の来園者に対して、「知的障害者への理解と支援について」と題したプリントや「障害者差別解消法リーフレット」を渡し、知的障害に関する説明や障害者の差別解消に向けた取組みについての説明を行うことで、障害理解の促進、障害差別の解消につなげる。また、1階が地区会館ということもあり、地域住民が来館する機会が多いことから、玄関前に「障害者差別解消法リーフレット」を配備するなどして障害者の差別解消に向けた啓発を行う。

職員への周知

「障害者差別解消法リーフレット」の職員への配布などを通して、不当な差別的取扱いや合理的配慮に対する理解を深めるとともに、利用者と地域へ出た時に、「自分たちの行動こそが合理的配慮の手本である」という意識を持って支援にあたる。

利用者の社会性を育む

様々な所外活動を通して利用者が社会体験を積み重ねることで、社会的ルールを身に付けていけるよう、肯定的に支えていく。

1.1 その他（独自の提案）

テーマ「自分らしい豊かな地域生活」及び「地域共生社会」の実現に向けて

（ ）基本的な考え方

障害者の自分らしい豊かな地域生活を支えることに重きを置く。障害が重度化する中、利用者の地域生活を一施設だけで支えることは難しい。相談支援事業所を中心とした様々な機関と連携することで、地域全体で利用者の生活を支え、日々の充実や将来の安心につなげる。

また、「地域共生社会（地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会）」の実現に向けて、法人ミッション「ともに人として支えあい、誰もが自分らしく生きられる地域づくり」を推進する。1階が地区会館、2、3階が福祉園という複合施設の特徴を活かし、地域と共に様々な活動を行う中で、地域貢献について実践していく。

（ ）具体的な提案

法人が運営する相談支援事業所と連携を図ることで、利用者が様々な地域資源を活用し、豊かな生活を送れるよう支援にあたる。

また、法人が運営する短期入所事業所との連携を密にし、具体的な関わり方や配慮事項等の引継ぎを行うなど、短期入所事業所のバックアップとしての役割を果たすことで、当施設の利用者の安心した利用、及び短期入所事業所の安定した運営につなげる。

地域住民と共同で秋桜祭を開催し、地域のお祭として人と人を結びつける役割を果たす。

1階地区会館利用団体と、積極的に交流を行うことで、地域に根ざした施設として、障害理解の促進を図る。また、利用者支援を行わない時間帯に、地域の団体に福祉園の活動室等を活動場所として提供するなど、福祉園としての地域貢献の方法を模索する。